

養蜂に関するお知らせ

1 蜜蜂飼育届様式の変更について

昨年度、養蜂振興法及び同法施行規則の施行に関する留意事項の一部改正がありました。

適正な蜂群配置の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施のため、届出後の蜂群配置調整や、届出事項の関係者への情報提供が必要となる場合があることから、蜜蜂飼育届・飼育変更届の提出の際、法の目的の範囲内において個人情報を利用することについて、届出者の同意を得ることに努めるよう求められています。

そのため、令和6年12月17日付で東京都は養蜂振興法施行細則の蜜蜂飼育届・飼育変更届を改正したのでお知らせいたします。

2 分蜂の予防と捕獲対応のお願い

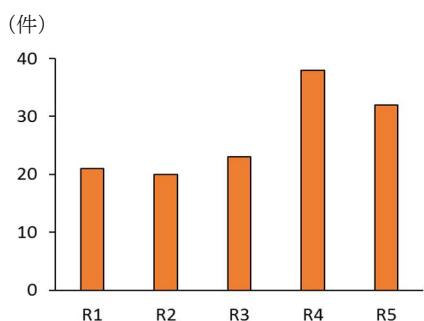
分蜂は、採蜜量の減少や近隣住民の方々とのトラブルにつながります。蜂群を適切に管理し、分蜂の予防に努めるようお願いいたします。

分蜂が確認された際には、近隣の飼育者の方に捕獲対応のご協力を
お願いさせていただく場合がございます。

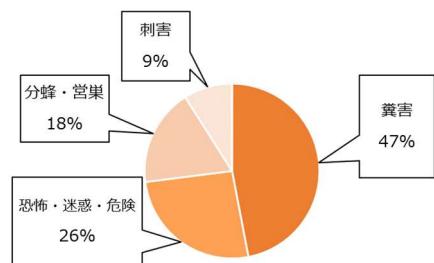


3 適正な飼育管理のお願い

近年、「蜜蜂の糞で洗濯物が汚れた」、「蜜蜂に刺された」等の苦情が増加しています。蜜蜂の習性を熟知するとともに、社会的なマナーを守り、事故やトラブルを防止した飼育をお願いします。また、都心や住宅地で飼育する場合には、飼育を始めるために必要な知識や情報の収集に努めるとともに、隣家や道路の近くに巣箱を置かないなど近隣住民の方々とのトラブルが発生しないように十分配慮して下さい。



東京都における苦情件数の推移



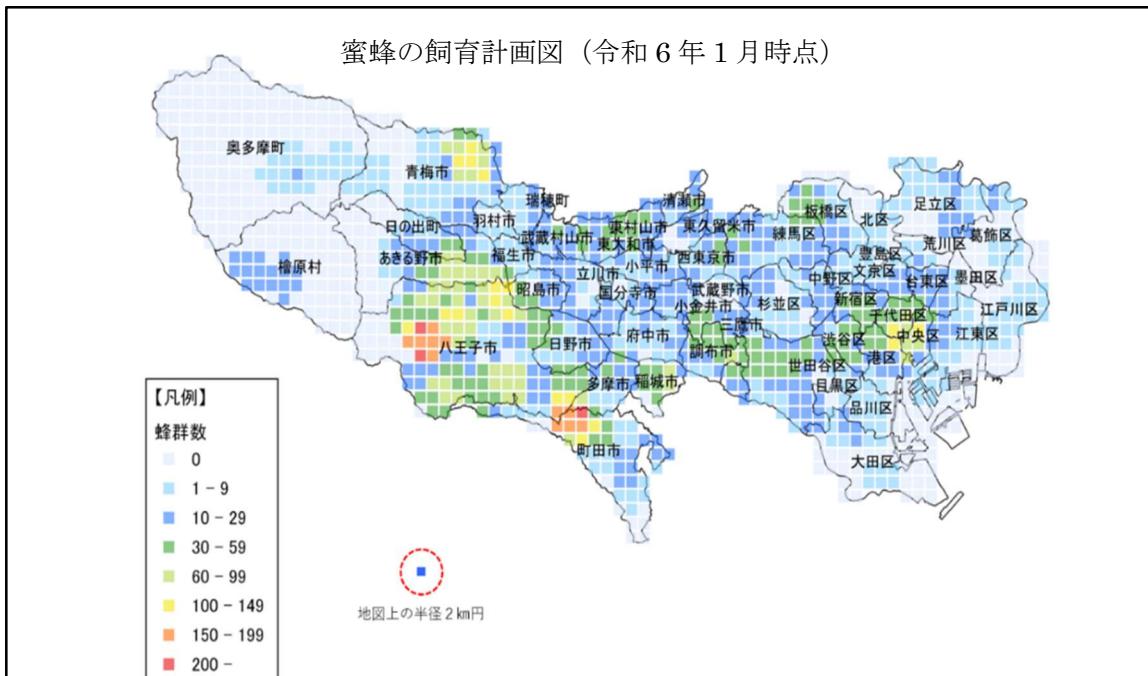
苦情の内訳（令和5年）

4 都内における蜂群の配置調整について

都内では、蜜蜂の飼育戸数や蜂群数が増加傾向で推移しており、蜂群が過密している地域においては、近隣住民の方々とのトラブルの発生だけでなく、腐蝕病等の伝染病の蔓延リスクや、蜜源競合による採蜜量の低下が懸念されます。過密の程度は地域の状況や環境により異なるため、適正な蜂群数を一概に示すことはできませんが、採蜜量や疾病、苦情等の発生状況に応じて関係者が話し合い、適正な蜂群配置の確保に努めるようお願いします。

※地域での配置調整の要望に応じて、対象地域内の飼育者の方にお声がけさせていただく場合
がございます。

下図は令和6年1月時点の蜜蜂飼育計画をもとに、都内における飼育予定の蜂群数を示しています。各ブロックの中心から半径2km以内に飼育予定の蜂群数に応じて、ブロックを色分しています。蜂群の配置調整や、新たな配置場所の検討の際の参考として下さい。



5 腐蛆病検査について

都外から都内へ蜂群を移動する方は、「家畜伝染病まん延防止に関する規則」第3条第3項の規定により、道府県の家畜保健衛生所で腐蛆病検査を受けて下さい。その際に発行される「腐蛆病検査証明書」を東京都家畜保健衛生所にご提出下さい。なお、都内から都外へ蜂群を移動する方は、東京都の家畜保健衛生所が発行する「腐蛆病検査証明書」を移動先道府県庁に提出することになります。詳しくは、東京都の家畜保健衛生所にお問い合わせください。

上記検査のほか、養蜂業者の方が現在飼育している都道府県から他の都道府県へ蜂群を移動する場合は、「養蜂振興法」第4条の規定により、移動先の転飼許可が必要ですので、お早めに移動先の都道府県庁の養蜂担当部署にご相談下さい。

6 食品衛生法改正に伴うはちみつの瓶詰め等の製造における対応について

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務付けられることになりました。つきましては、はちみつの瓶詰等を製造し、有償無償問わらず不特定多数の人に提供している養蜂家は、令和3年6月1日以降、「営業届出」、「食品衛生責任者の設置」及び「HACCPに沿った衛生管理の実施」が必要になります。HACCPに沿った衛生管理について、ご不明な点がありましたら、瓶詰等を行っている施設（自宅やその他施設）の所在地を所管する保健所にお問い合わせください。

【参考HP】



農林水産省



東京都

お問合せ先

東京都農林水産部農業振興課
畜産振興担当
03-5320-4842（直通）